慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	給料論
Sub Title	
Author	山崎, 繁樹
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.7 (1917. 7) ,p.936(94)- 950(108)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170701-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

給料論

山崎繁樹

本論に於ては勞働賃銀(Wages)を併せ論ずるの要なきに非ざるも勞銀は既に多數學者の論斷せる所なるを以て全く是が言及を避け唯だ給料に就てのみ私議を試みんとす而も尙ほ其の細說に涉るの知見甚だ狹し依て爰許中等階級の生活狀態を中心としたる梗概論に止めて暫く自ら滿足せんと欲す。

凡そ人類の生活上缺くべからざる物資は今日の文明の社會狀態に於ては衣食住の三者なることは首肯せざるべからざる所たり、勿論今日と雖も人文の發展尙ほ未だ不十分なる人類の中には或は氣候風土の關係に因り或は傳說習慣等に因りて食の外には衣住の二者は必ずしも之が缺如を許されざる物資と爲さゞるあり、即ち如何なる蠻人と雖も食物は之を攝取せざれば其の生命を保持し難き點は文明人と其の間些の輕輕あるなく唯だ攝取物其のものゝ性質を異にし若くは調理の有無如何等が相違の點なるのみ、然れども衣と住とに到りては社會的生活を營まざる彼等蠻人中に於て絕對的必要物と爲さゞることは蠻界に裸體跣足地上に起臥する種族あるに視て之を想察し得べきなり、即ち未開人間に於ては生活上食は絕對的必要の物資なるも衣住は相對的必要の物資たるなり、之に反し文明國人間に於ては衣食住の三者は皆共に生活上絕對的必要の物資にして而も此三者は單に生活するに就て必要缺くべからざる資料たるに止まり唯だ此等のみに依賴するに於ては文明國人として社會的に意義ある生活は營むことを得ざるなり。

イー・ベルンハルドは嘗て曰へり、凡そ人間生活を二方面となす、物質的生活精神的生活是なり。パンのみにても人間といふ生物の生命は之を繫ぐに難からざれども斯る生活は人間生活の全部となすべからず、人間をして動物圈外に超然たらしむる所以のものは唯一の精神的生活あるに因るにはあらざるか、物質文明は如何に進步すと雖も畢竟是れ智識の問題のみ、猿猴の類と雖も既に多少の智識を有す(註)、されば智識上より見たる人間の進化は彼等動物に比して數量上に差異あるのみ又他方面より觀察するも智識乃至物質文明は一の手段的のものにして之を善用もし惡用もし得らるべき性質のものなれば茲に何等か指導の任を帶べるものなかるべからず、そは即ち高尙なる人格なり是れ精神を表現するものにして獨り人間の擅まゝにし能ふ所にして他物に對し質の相違として誇るに足るべきものたり、然るにも拘らず今日多數人の生活に在りては手段たるべき物質的生活が全く目的となり了れるの實情なるは憐むべきなり、衣食住の手段を得るが爲に費やさるゝ幾多の努力と身邊に降りかゝる負擔と壓迫との爲に疲勞し憂悶し纔かに將來といふ微かなる希望の燭光に望を囑し辛うして自ら慰むるあるのみ、されば家族團欒の樂は愚か慶弔相訪ふの義理も爲に空しからんとす、人生の將來に思を潛むるもの誰か寒心せずして止むべきか、されば人生の本體は精神生活に在りと雖も生活の一方面たる物質生活も重要の度に於て敢て異ならざるなり、人はパンのみにて生くるものに非ず、而もパンなくして生くること能はずと、洵に至言と云ふべし、「衣食足りて禮節を知る」とは遠き古に於て既に東洋の哲人に依り觀破せられたる眞理なるが、偶々能く前言の要を摘みて意は符節を合せるなり。

註、類人猿は或は樹枝を以て防禦の具と爲し或は石片を以て穀果を割出する等のことを爲すのみならず、倫敦に於ける動物園の猿の如きは穀果割出の用に供せし石片は使用

後必ず之を藁堆の下に隠し置き、決して他の猿に使用せしめずと云ふより見れば道具の使用及所有の如きは必ずしも人類特有の現象と言ひ難きに似たり、只此等の動物に在りては自然物を道具として使用するに止まり、其の自然物に加工して道具其のものを製造すること能はざるが故に道具の製造を解するは獨り人類のみに限り有する所の能力と云ひて不可なし。

家長が給料生活者なるときは其の收入する給料に由りて家族を生活せしむると同時に文明の惠澤を相當に享受し、子弟を敎育して次代の文明國民たらしむる義務ある上に自己又は家族の疾病其の他一家の不時の災厄に對する所謂備荒の貯蓄を剩すことを要すべし、此點は尙ほ獨身にして無係累の若年給料生活者に比して大に生活上の事情を異にする所以なり、若年の給料生活者は其の獨身なる間は單に自己の衣食住の費用の外に將來地位又は生活程度等の發展向上の資たるべき再生費あらば以て足ることを得べければなり。

所有財産上の收入ある者は、たとへ給料生活者として立つと雖も全然給料のみに依賴するを要せず、即ち其の得る所の給料は家族の生活を稍や豊富なる程度に維持し、所謂中流生活を營むに就て要する費用を補ふを以て足れりとするも、世間多數を占むる所の無財産者に至りては此等の費用の全部を給料に仰がざるを得ざるのみならず、備荒貯蓄も亦給料の中に需めざるべからざるなり、然るに近年物價の頻々たる昂騰に逢ひ個人經濟は漸次膨脹の度を高めたるに拘らず、給料生活者の所得概して增加せず、物價騰貴の結果は彼等の管掌事務上の怠慢、過誤、失計等の爲め雇主に對し別段損害を蒙らしめたるが如き事實あらざるに突然減俸若くは減給せられたると同樣の有樣となり、其の結果として

多少の蓄財を有したる者も所謂喰込みの爲に是を失へるもの多く、又元來無財産の者は生活上頓に大壓迫を受くることゝはなれり。

物價の騰貴は輓近世界各國に於ける通態なりと雖も我邦の物價のそれは頗る急激にして遙かに諸國の上に出で其の各方面殊に給料生活者に影響する度合は實に尋常に非ず、今試みに東京銀行集會所が曩日調査を遂げたる本邦及歐米列强の一般物價比較表を摘載して以て世界的物價の趨向と我邦物價の大勢とを窺はん。

一般物價	日本	英國	佛國	獨逸	北米合衆國	加拿陀
明治二十三年（一八九〇年）	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同　三十三年（一九〇〇年）	一五六・〇	一〇四・五	一〇三・三	一〇〇・一	九七・八	九八・〇
同　四十三年（一九一〇年）	一八八・八	一〇八・二	一〇八・〇	一一六・一	一一六・五	一一三・四
同　四十四年（一九一一年）	一九五・七	一一一・六	一一五・一	一二六・一	―	―

即ち英佛の二國は明治二十三年より明治四十三年に至る間に八分乃至八分二厘を騰貴し其の最大の騰貴を爲したる北米合衆國及獨逸の如きすら猶は一割六分五厘乃至一割六分一厘の騰貴に過ぎざるに我邦の物價は此間に於て九割五分七厘を騰貴し二十一年前に比すれば約二倍となれる譯なり。

更に之を食料品及原料品に分ちて考ふれば左の如し

食料品	日本	英國	佛國	獨逸	北米合衆國	加拿陀
明治二十三年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同　三十三年	一四五・四	九四・〇	九一・九	九三・〇	九六・〇	八七・〇
同　四十三年	一八八・五	一〇一・三	九五・三	一一六・六	一二二・〇	一一五・〇
同　四十四年	二〇三・七	一〇七・二	一〇八・六	一三二・六	—	—
原料品	日本	英國	佛國	獨逸	北米合衆國	加拿陀
明治二十三年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同　三十三年	一六五・二	一一二・六	一一五・七	一〇六・八	一〇三・六	一〇四・〇
同　四十三年	一七二・二	一一四・一	一二〇・一	一一五・四	一三〇・二	—
同　四十四年	一七六・八	一一五・一	一二四・二	一二〇・一	—	—

是に由りて之を觀れば上記二十一年間に英國及佛國は格別の騰貴を爲さゞるに我邦の食料品は毎年唯だ騰貴の一方にして而も其の割合甚だ多く歐米諸國中最も騰貴を告げたる北米合衆國に於てすら二割二分を騰貴せるに過ぎざるに我邦の食料品は八割八分五厘を騰貴し又原料品は同期間に於て英國及加拿陀は一割四分を騰貴し佛國及北米合衆國と雖二割一二厘を騰貴せるに過ぎざるに我邦に於ては七割二分二厘を騰貴せり、尙ほ參考の爲め我邦の一般物價と食料品、原料品及日用品の騰落とを對照せん

年次	一般物價	食料品	原料品	日用品
明治二十三年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同　三十三年	一五六・四	一四五・四	一六五・二	一五七・八
同　四十三年	一八八・八	一八八・五	一七二・二	二一八・二
同　四十四年	一九五・七	二〇三・七	一七六・八	二二二・一

重ねて參考の爲め食料品、原料品及日用品の各種に對する騰落の模樣を示す（但し前揭各表は諸國の物價指數對照の便宜上明治二十三年を凡て百と定めて計算したるものなるが左表は明治二十一年一月の相場を百として計算せる指數なり）

食料品	正米	味噌	醬油	鹽	鰹節	鷄卵	製茶	清酒	砂糖	大麥	裸麥	小麥	麥粉	食鳥
明治二十三年	一七五	一四七	八三	一七一	九八	—	一〇七	一〇一	九八	一六〇	一八五	一三六	一二七	一〇一
同　三十三年	二三一	二一四	一五六	一九五	二五五	一八八	一三五	一五六	一六三	一九六	二三六	一八六	一八〇	一九四
同　四十三年	二四一	二九三	一〇三	四二七	二七〇	二三五	一八〇	二〇四	二四七	二九二	二五七	二三五	二三〇	二四〇
同　四十四年	三二四	三五五	一〇四	四四九	三〇九	二三八	一九七	二〇九	二五三	二五一	二七九	二五〇	二〇三	二三六

原料品	石炭	銅	鐵	材木	繰綿	紡績糸	肥料
明治二十三年	一四五	一二八	一三六	一二〇	一二四	一〇二	九七
同　三十三年	一八二	三〇〇	二三四	二七六	一五四	一五四	一七八
同　四十三年	二四一	二五〇	一七二	二四四	二〇九	二〇二	二一五
同　四十四年	二三五	二五一	一六八	二四五	二二四	二一八	二三三

日用品	薪	木炭	石油	白木綿	金巾	蓑	疊表
明治二十三年	一〇四	一〇一	九七	—	—	—	一一三
同　三十三年	一九三	一八一	一五八	一三一	二二四	一四七	二四一

同　四十三年	二三〇	一六六	二一一	一七四	三〇〇	三二二	三七七																
同　四十四年	一八四	一八六	二〇二	一九三	三一八	三二二	三八四																

歐洲諸強國に於ては時局勃發以來物價騰貴に對する從來の緩漫なる趨勢は忽ち其の調子を亂して頻々昂騰を告ぐるに到れることは英の「エコノミスト」誌、佛の「レコノミスト・ユーロッペアン」誌等の報ずる所なるが我邦の物價は歐洲戰爭の影響を蒙りて其の騰貴の度合一層激しきものあり、此關係を明かになすに就きては勢ひ細かき計數の引用を必要とするも餘り多くの數字の陳列は煩瑣に流るゝ嫌ひあり依て唯だ大戰參加の諸強國中英の倫敦と我東京との過去一年數箇月間に於ける重要品の價格を對照し以て開戰後に於ける彼我兩國の物價變動の一班を示すべし

倫敦	小麥「クオーター」	大麥同上	小麥粉二八〇封度	牛肉上等八封度	米ランゴン「ハンドレッドウエート」	砂糖甘蔗糖西印度糖蜜同上	石炭ヨークシヤ最上家庭用一噸	銅標準物一「トン」	石油「ガ」中等藍一封度	ベンガル													
大正四年一月末（一九一五年）	二、二五、三	一、六一	二、〇五、〇	〇、〇八、〇	〇、三、七½	一、〇八、九	〇、七、三	七一、〇五、〇	八½	一三、六													
大正五年七月末（一九一六年）	二、一三、五	二、〇七、二	二、〇八、〇	〇、〇九、〇	〇、六、一½	四、一、一〇½	〇、八、三	一一、〇〇、〇	一三	一四、九													
騰貴割合	三分三厘	二毛（落）	三割六厘	六分七厘	一割二分五厘	二割七分七厘	十二割三分三厘	五分九厘	五割五分八厘	三割七分一厘	九分三厘												
東京	小麥上一斗	大麥上同上	小麥粉本邦機械製六貫目	牛肉牡牛本場並十貫目	米正米標準一石	砂糖日本製糖製和百斤	石炭夕張粉炭一萬斤	銅延銅百斤	石油チエスター藍上一罐	獨逸人造藍百封度													
大正四年七月末	円錢 九三	毛錢	円錢 二、三三	円錢 一三、五〇	円錢 三、六三	円錢 三、六二	円錢 五二、〇〇	円錢 五二、〇〇	円錢 四五、〇	円錢 一五、〇〇													
大正五年十二月末	一、三	六五	二、六三	三、五〇	一六、六〇	二三、九〇	八、〇〇	八〇、〇〇	五、六五	一、二〇、〇〇													
騰貴割合	三割一分二厘	七割五分七厘	一割三分四厘	六割六分七厘	三割一分四厘	一割五厘	三割五分四厘	五割三分八厘	二割五分六厘	五十六割二分九厘													

註＊粒狀糖の相場を掲く

諸外國に於ける物價騰貴の重なる原因は第一金の產出增加、第二財政の膨脹に伴ふ消費稅の增加、第三輸入貨物に對する課稅、第四企業の合同又は聯合に依る物價の人爲的釣上げ等なるが此等四個の原因が物價の騰貴に對し全部關係ある國と又一部關係ある國とあり、又同一の原因にても其の物價の騰貴に及ぼしたる程度に大小の差異あるを見るなり、例へば財政の膨脹に就て言へば佛蘭西は其の膨脹の度は最も少く過去十年前と比較すれば僅に一割四分の膨脹を示すに止り、其の次は英吉利の一割八分、獨逸の三割、亞米利加の三割五分なるが我邦財政の膨脹は最も著しきものありて實に十二割七分の增加率を示せり、又輸入貨物に對する關稅に就きて言へば佛蘭西及英吉利は最近關稅の引上げを行はざるが獨逸は一千九百六年に於て又亞米利加は一千九百九年に於て著しく輸入品に對する課稅率を引上げたり、我邦も亦明治四十三年より其の稅金の引上げを實行し是が爲に物價騰貴の勢を助長したり、第四の原因に就きては英佛又は我邦には殆んど此影響は有らざる所なるが獨逸及亞米利加は是が爲に物價の騰貴を促せしことは明白の事實たるなり。

我邦の物價を今日の如く騰貴せしめたる大原因は日露戰爭の前後より實行せられたる數次の增稅にして其の大部分は消費稅なるが故に課稅品の騰貴は殊に著しく是と同時に關稅の爲に又物價騰貴を告げ更に今次の歐洲大戰の影響を蒙

りて輸入品其のものゝ價の騰貴顯著なるものあるは日常吾人の親しく感ずる所なり、此他物價騰貴に對する我邦獨特の原因としては急激なる通貨の膨脹（一）、邦人の消費貨物の大部分が日本獨特にして其の剩除を海外に輸出し又は不足を輸入する等融通の利かざること即ち世界共通ならざること註（二）我邦生產の尙ほ未だ幼稚なること（三）等を擧げ得べきが如し。

註、我邦は地理上孤立的地位に所在するのみならず、經濟上に於ても亦殆んど孤立せり例へば我邦產麥の豐作は多大の影響を米國に與へざるも米國麥の影響は必ず之を受くることを免れざる實情にして常に不利益の影響は受くるにも拘らず利益は敢て與らざるが如き不利なる地位に在り、然るに歐米の物資は決して其の國獨特若くは孤立のものに非ず、今日に於ては歐洲の豐作は即ち米國の豐作にして又米國の豐作は歐洲の豐作たるが故に米國に於ける潤澤の物資は忽ち歐洲へ流出し同時に金は米國に流れ込むなり、之と反對に歐洲の物資潤澤なる時は金が歐洲に流込むと共に物資が米國に向て流出する其の脈絡貫通の狀は恰も血液の血管內を循環するが如く又物の響に應ずるが如し。

我邦は食物の點より見るも將又衣服其の他總での日用品の點より見るも歐米の方我邦に比し低廉なるに邦人の收入殊に給料の收入は少くして生活は惟れ日と共に益々困難に陷るの有樣なり、生活の原因を其の生活程度の著しき向上に歸し或は自働車の增加或は絹製吾妻コートの流行、塵除けに用ゆる婦人襟卷の盛んなる使用、或は化粧品の輸入額の增加等を引例して斯く論ずる向あり、現代の文明は概論すれば社會一般の幸福安寧を增進するよりも寧ろ人の慾望を熾烈ならしむる點に於て吾人も此論議に左袒するものなれども而も生活程度の著しき向上は決して生活難の原因の主要なるものには非ずして總に其の一原因に數へ得べきものたるに過ぎず、何となれば常に生活上に苦痛を訴ふる者に於ては其の生活上必要程度の比較的少き物品は到底需要し得ざる所にして、實際此等のものを需用するは上流階級乃至財產家か然らざれば或特殊の社會の男女に屬し、今日生活難に苦しめる中等階級の多數は重き租稅を荷ひ（註）且つ同一物品の突飛なる騰貴に過へる一方に收入の增加は之に伴はざるが爲に苦痛を感じつゝあるものなればなり。

註、一識者過重の租稅を評して云へることあり、今日に於ける日本人の生活は朝起さるより夜寢るまで全く稅を離れたる生活を送り得ざる有樣にして出づるに通行稅あり、米と煙草に過大なる關稅あり、着るに織物稅あり、一として稅金の影響を有せざるものは無く、入るに所得稅あるは當然なれども出づるにまで消費稅を取られ而して之に附加するに平和の現在（但し今日は歐洲時局に關係を有す）に於て戰時特別稅をさへ賦課せられつゝあるなり、我邦現時の生活は稅を拂はんが爲の生活にして兼て日本人は「人間にて造り稅を拂ふ物品」なりと、末段言稍や奇矯に似たれども簡明に事實の眞相を穿てるものと云ふべし、

前にも述べるが如く日常の生活に必要なる物價の騰貴は畢竟收入の減少を意味するものなるが故に男子は此收入の減少を回復する手段として內職其の他時間外の勤勞を爲して身心を過勞するの結果只さへ文明の今日の都會的生活が神經を刺戟する一方過勞の爲に更に神經に多大の刺戟を受けて所謂文明病たる神經衰弱に苦しめる者も多く、女子も亦家事の經費を減ずるの必要上或は在來の婢僕を廢して自ら之に代り或は

手馴れざる內職に從ふ等家計上の苦心に亞ぐに過勞を以てして爲に躁鬱性精神病に惱む者さへあり、尙ほ生活難の反影は近時質置主の種類の變遷に於ても現はれ質屋の顧客は下級の貧民よりも寧ろ中等階級に增加しつゝあるの傾向を示せり、是れ主として物價の著しき騰貴に伴ひ漸次生活の困難を來せるに職由するものたること明白にして取別け給料に衣食する者最も多數を占むる狀況にあるは下級民と異り外部に對して其の體面を保つの必要あるが如き（註）又其の他の費目も比較的に多きを以てなり、されば今日に於ては質屋營業を以て單に下級細民の金融機關とのみ目するの正鵠を得ざるに到れることを記憶するの要あるべし。

註、勞働者の住居は殆ど夜間寢る丈の用を便ずれば足るを以て、たとへ矮小狹隘なるも又見苦しきも我慢辛抱を爲し得べく從て彼等は比較的容易に借家賃の節約を實行し得らるべきが給料生活者に於ては時々同僚知己間との往復又は他人の訪問等に接することあるを以て裏長屋棟割長屋等の如き多く細民窟又は貧民部落に於て見る所の荒屋破家には居住し難く例令小なりとも相當體面を保ち得る住宅なるを要すべし爲に住宅費即ち借家賃の騰貴に就きては勞働者に比すれば其の影響蓋し同日の論に非ず衣服に於ても亦然り勞働者は所謂仕着せの半纏法被若くは補綴を施したる粗服を着して其の職に從ひ得らるべきも給料生活者即ち勤人に於ては體面上相當の着衣を必要とすれば此費目に對しても節約は可能ならず。

我邦に於て一ヶ月平均幾何の給料を得つゝあるものを以て中層に位する給料生活者とするかに就ては確たる一定の標準なるもの存せず、現行所得稅法に於ては第三種所得即ち公債社債の利子並に法人の所得を除きたる人の所得年額四百圓を以て免稅點とし此額未滿の所得に對しては全く納稅を免除する規定あり、是に從へば年分四百圓に達するの所得なき者は下級の細民と認むるを得るが如しと雖も此程度の年分所得あるに過ぎざる官公吏敎員銀行會社商店員等を下級の細民とすることは不穩當なるを免れず、然らば一ヶ月平均幾何の賃銀を得つゝあるものを以て細民とし又は貧民とするかに就ても亦正確なる標準の據るべきものなし、然るに英國に於けるチャールス・ブースの調査に依れば東部倫敦に於ける約百萬の戶別調査の結果之を七類に分ち浮浪人、立ん坊一時的勞働者及低級常業者の三類を以て細民となし而して此等三類の賃銀が一家五口の場合一週間の收入總計二十一志（約十圓五十錢）に滿たざるものは當然細民の部に屬すべきものとなせり、一週間十圓五十錢の賃銀は一ヶ月約六十四圓二十六錢の收入に相當し之を五口に分割すれば一人當約十二圓八十五錢二厘を以て一ヶ月の生計を支持することなるべし之を我邦に比較するに物價の高低は素より之を參考せざるべからずとするも（前顯各國物價比較表に據りて彼我の物價の如何を知るべく今日橫濱神戶の物價は倫敦のそれよりも高しといふは必ずしも誣妄の言に非ず）優に中等の生活を營むに足る所の勞銀（註）を得つゝあるなり此觀點より云へば東部倫敦の細民の如き立派に餘裕ある細民は我邦に全然在らざると同時に倫敦の日雇業浮浪人道路掃除人夫等の細民にも劣る所の中等階級者の饒多なることを知るべし

註　各國職工一ヶ年の生計收支

國別	英國	米國	獨逸	佛國	日本
收入	一、一三一、七七〇圓	一、四〇九、七八〇圓	六六九、八四〇圓	九三三、三四〇圓	二五二、〇〇〇圓

支出	八六五、〇〇〇	一、〇七〇、〇二〇	五九六、五二〇	六八六、三四〇　二四四、八〇〇
差引殘額	二五六、七七〇	三三九、七六〇	六九、三一〇	二四七、〇〇〇　七、二〇〇

備考　（一）英、米、獨佛職工の生計收支は一九〇三年英國商務院年報に掲げられたるもの又（二）我國職工の收支殘額は主として工場に預入する身許保證積立金なり

給料に衣食する者の中に就きて殊に生活難に於多く苦しめらるゝ者は中以下の官吏社會に夥しく遺に實業社會に於ては窮屈なる豫算若くは徒らに權衡等に偏して他を全く顧みるの違あらざるが如き事なく一般に雇主は其の資力の大小又は營業成績の如何に應じて使用人の給料其の他の收入をして近年の激烈なる物價の騰貴に伴はしめんと爲しつゝあるが如し、素より中には物價の騰貴せる割合以上に其の給與を豐かに爲したる三井系統の諸會社銀行等の如きが在る一方には又十分に使用人の給與を手厚く爲し得る實力あり、又比年良好の營業成績を擧げ居るに拘らず依然として薄遇を繼續せる安田系統の銀行其の他之に類似の事業會社商店等尙ほ尠からずと雖も、概して實業社會に於ては使用人をして生活に顧慮を須ひしめざるを以て結局雇主の利益なることを悟り又使用人は給與を厚くする程全能を發揮して能く働くものなりとの結論を得たるに因るものにして其の如何にしても現狀に於て增給の不可能なる時は減員を斷行して一方に給與を厚くするの途を撚出せんとするの傾向を生じたることは眞面目なる給料生活者に取り一の大福音にして又中等階級存續の爲に喜ぶべき現象たらずんばあらず、

翻て雇主の側より之を觀れば如何なる態度を採りて其の使用人に臨まんかは最も愼重なる熟慮を要すべき點なるべし、換言すれば如何にして最も善く彼等を保護し奬勵し樂んで其の事業に盡さしむるを得るかを研究するに在り蓋し「貧すれば鈍する」てふ俗諺の有るが如く常に使用人をして生活上に係る內顧の憂ひを斷たしめざるときは恰も弱性の毒藥の服用を繼續せしむると同樣にして、いつとは無く彼等の神經中樞に不良の影響を及ぼして健康を損せしめ其の結果性來機敏なりし者も爲に不敏活となりて事務の澁滯を來し或は誤謬を生じ其の他智識經驗の運用事務的才能技倆等の缺如たるものあるだけ雇主は其の業務に對し殆んど換價し得べからざる不利益を受くるの結果となるべきなり又貧窮は不經濟の連續を意味するものにして彼等は日用品に就きても高價を拂ひて良質の物品を購入するこゝとの粗惡なる安價品を購入するに比して遙かに經濟なることを十分理解せるも此理解は窮屈なる財政の爲に常に實現せられず甚だしきは僅々一二回の使用に由りて廢損最早其の用を爲さゞるに到るが如き物さへ其の所持金との關係上忍んで之を購はざるを得ざることの屢々繰返へさるに於て即ち不經濟の連續となり又此使用人に對する不經濟の連續は間接に其の雇主の業に對する不利損失となるべきものなることを記憶せざるべからず。

雇主が其の業に對し使用人をして忠誠を誓はしめ自己と運命を同ふせんことを求むるには必ず其の道を以てせざるべからざるなり即ち啻に衣食住に不足なからしむるのみならず、相當體面を保ち又相當慰安を享くるの資源を給する事にして雇主は一面に於て各使用人の勤勞の分量と勞苦の程度と其の特に有する智識、經驗、技倆、德性の長短を秤量し他面其の家族係累の有無多少、物價の趨勢等に考へ常に相當の報酬を最も公平無私に給與することに旃めざるべからず、斯の如くにして給與宜しきを得るときは少くも左の點に於て雇主亦其の良果を享くることを得べし。

一、給與潤澤なる使用人は其の剩餘を割きて新事實を學習し、人世に趣味を加へ、幸福を齎し、身神休養の手段を構じ才智體力共に壯にして執務迅速なるのみならず、能く安んじて其の任を奉ずるを以て投機に干與せず廉耻を破るに至らず、誠意雇主の爲に盡すべし、

二、有爲の使用人を鑑識して之を優待するは最良の投資法の一たるべくして、他の使用人に着實執業の美風を敎へ一層有爲なる人の輩出を促すべく事務の革新期して待つべきなり、

三、使用人の薄遇は有爲の人をして斷へず他に位置を求むるに營々たらしめ平生事務の澁滯は勿論結局無能の人員のみを留むるに終るに反し彼等の優遇は自然無能者不德者を屛息せしめ他方面の俊才亦來りて任を求むにる至り使用人擧て敏活なる行動を爲すに至るべし、

吾人は快心奇拔なる給與法の實例を我邦の實業界に於て目擊せり、そは使用人の技能に應じ事績に考へ相當期間に思切りたる增給を續け其の使用人の相當年齡に達するに及びて罷役又は退職を命じ是が補充として次席者を順次に繰り上げ斯くして生じたる缺員を塡むるに新敎育を受け新智識を有する靑年を採用し而して復た同樣の愉快なる進級を繰返へして彼等を奬勵し皷舞し彼等をして向上の希望を十分に滿足せしむるの方法なり其の罷免せられたる者も在職中の給與常に豐富なるを以て職を能められて閑地に就く頃には既に一廉の財產を蓄積し又後繼者の敎養も十分に行屆きて親たるの義務も完全に盡され自己も晩年を安樂に送り得ると共に雇主側も其の罷免したる者に在職中全能を發揮せしめ忠誠を盡さしめて業務に對し多大の良果を享けたることなれば是れ即ち雇主使用人相互の大利益にして彼の常に薄遇を續けて生活上餘裕なからしめ生計上に顧慮せしめ一も希望を將來に有せしめずして斷へず思ひを他に馳せしめ其の業務效率の十全を期し難きに比すれば遙に優越せる又則るべき給與法と云ふべきなり。

米國の金準備問題

三宅嘉十郎

一

米國銀行法の下に於ては普通銀行（國立銀行及州立銀行）は、其預金に對して一定の支拂準備金を合法貨幣を以て所有することを要す。銀行法を以て準備金の割合を定むるが如きは、各文明國中殆んど他に例を見ざる所にして米國特有のものなり。蓋し米國の國立銀行は各自銀行券を發行し來れるを以て、かく預金に對して抱有すべき準備の最低を法定するに至れるものなるが、一九一四年實施の聯邦準備銀行法に於ても、其割合を低下したるも、之を法律を以て定むるの趣旨は依然として存したり。即ち國立銀行法の下に於ては紐育、市俄古及聖路易の三中央準備市に在る國立銀行は預金の二割五分、四十七の準備市の銀行は同じく二割五分、其他總ての地方銀行は同一割五分の準備金を所有せざるべからず。但し銀行法は全國の金融系統より、資金移動の狀態を斟酌して、準備市の銀行は中央準備市の所定の銀行（之を Reserve agent と稱す）に對する預ケ金を法定準備金中に算入することを得べく、又地方銀行は準備市及中央準備市の所定準備代理銀行への預ケ金を同樣準備金中に加算するを得ることゝせり。然るに準備銀行法に於ては其準備割合を低減して、中央準備市の銀行は預金の一割八分、準備市の銀行は同一割五分、地方銀行は同一割二分となしたり。

而して米國の銀行法に謂ふ所の法定準備たる資格を有する合法貨幣とは

一、金貨

二、金證券